

# 第44回 会下ノ島石津土地区画整理審議会

## 議 事 録

第44回 会下ノ島石津土地区画整理審議会

1. 日 時：平成26年12月12日（金）午前10時00分～午前11時40分
2. 場 所：小川第13コミュニティ防災センター会下ノ島公会堂1階会議室
3. 議 事：(1) 審議事項  
【第1号議案】第30回仮換地指定について  
【第2号議案】保留地の設定について  
(2) 報告事項  
仮換地指定変更（軽微な変更）について  
(3) その他  
工事箇所・河川の改修等について
4. 出席委員：梶間清市会長                      藤田政男委員  
野澤孝志委員                      久保田收一委員  
蒔田寛委員                      鈴木太一委員  
小田八寿治委員
5. 欠席委員：小池福松委員                      増田繁委員  
小澤幸雄委員
6. 市出席者：油井区画整理課長                      油井換地清算担当主幹  
河守事業管理担当係長                      今福補償担当係長                      村松工事担当係長  
宮嶋主査                      西広主査                      福地事務員

## 第44回会下ノ島石津土地区画整理審議会

平成26年12月12日（金）

【会長】 ただいまから第44回会下ノ島石津土地区画整理審議会を開催いたします。

本日は、増田委員、小池委員が欠席されておまして、小澤さんがまだよくわかりませんが、今のところは2名欠席ということで、8名で始めていきます。

本日の議事録署名人を小田委員と久保田委員にお願いします。予備は野澤委員と藤田委員にお願いします。

今年も暮れが迫ってまいりまして何かと御多用の中、本日、44回土地区画整理審議会に御出席いただきましてありがとうございます。本事業の施行期間は、平成11年9月16日より平成28年3月31日まででございます。あと1年3カ月余りとなっておりますが、工事のほうが遅れておりますので、区画整理事業の完成とともに、皆様の御健勝を祈念し、御多幸を祈念して挨拶にさせていただきます。

課長、お願いします。

【油井課長】 改めまして、こんにちは。区画整理課長の油井と申します。よろしくお願いします。

それこそ12月ということで、年末のお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この会下ノ島石津地区も、工事、移転ですけど、少しずつ進んでおまして、前回審議会で、仮換地の指定率が86%までいきました。今年度の目標としましては、ぜひ、90%までいきたいなと思ひまして、職員一同、地権者の皆様方と交渉を重ねてきております。

本日の案件ですが、議案が2つと報告事項が1件ございますので、よろしく御審議の程、お願いしたいと思ひます。また、今日は12月12日ということで、現委員の方の任期がちょうど本日の12月12日までとなっております、3名の方が変わられます。小池委員、鈴木委員、そして小澤委員、5年間ということですけど、ほんとうに長い間御尽力を賜り誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【会長】 それでは、議事の（1）審議事項に入って、1号議案、2号議案、事務局より説明をお願いします。

【油井主幹】 それでは、第1号議案 第30回仮換地指定について、及び第2号議案 保留地の設定について、一括して御説明いたします。

～第1号議案及び第2号議案について説明～

以上で、第1号議案と第2号議案の説明とさせていただきます。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

【会長】 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、御質問、御意見があれば御発言をお願いいたします。

質問はありませんか。質問がないようですから、採決に入ります。

第1号議案 第30回仮換地指定について、2号議案の保留地の設定について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【会長】 挙手全員、賛成多数で第1号議案、2号議案は同意することに決定しました。

続きまして、第2の(2)の報告事項、仮換地指定変更について、事務局より説明をお願いします。

【油井主幹】 それでは、報告事項になります。仮換地の指定変更、軽微な変更について御説明いたします。

～仮換地指定変更（軽微な変更）について説明～

以上、2カ所の軽微な変更の報告になります。よろしくお願いいたします。

【会長】 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質問、御意見がありましたらお願いします。

【小田委員】 質問でいいのかあれですが、これは大体、何カ月か何年というんですか、この換地が、これでみんながこういうふうに動いてくれるのは。

【油井主幹】 移転の時期ということですね。

【小田委員】 そうです。

【今福係長】 今のご質問の内容ですけれども、今、移転率のほうも43%ぐらいの移転率なんですけれども、換地が決まると、1番、2番、3番という形で移転の順番を、ま

た計画を立てて順次進めていくわけなんですけれども、どのぐらいの時期に終わるかというのは、まだはっきりしたことは言えないんです。

予算のこともあろうかと思うんですけれども、国のほうから交付金をいただいて、移転のほうも順次進めていくわけなんですけれども、今年度、それから来年度ぐらいの目途は立っておるんですけれども、それ以降の計画というのは、今年度、また見直しをして計画を立てていく予定でいますので、それが、今年度、そこら辺の目途が大まかですけれども出てくるのかなというふうに考えています。

【小田委員】 わかりました。ありがとうございます。

それで、今、仮換地ですよ。これ、多少変更したいというときは変更できるんですか。

【油井主幹】 変更も、最後に軽微な変更ってございましたけど、他人の仮換地に影響がない範囲でしたら、それは御希望に応じて、有料になりますけれどもできます。例えば、全然違うところといいますと、それは、これからそれを始めますと全部がひっくり返ってしまいますのでなかなか難しいですが、御希望がもしあれば御相談をしていただくということをお願いしています。施行者側、市のほうの工事の都合で、逆にこちらからお願いすることもないことはないんですけれども、一旦仮換地指定をしますと、通常は変更はしないよと、これで決定ですよとお話させていただきます。

それから、移転の方法、順番等を考えまして、一旦これで指定して、移転が終わったら変更するというのを、もうお約束している方も中にはいらっしゃいます。

付保留地の関係で、どうしても、例えば買うつもりだったけど経済的にちょっと無理だよということになれば、まず相談をしていただきたいということをお願いしています。どうしても無理だよということだと、周りの方にその付保留地を買えますかと、声をかけたり、場合によっては他のところへ場所を変えさせていただくという場合もございます。今回の変更は、そういう変更は特にはございませんでした。以上です。

【小田委員】 仮換地の今、指定ですよ、これが決まったら、各家庭の人のところへ通達が行くわけですよ。

【油井主幹】 行きます。

【小田委員】 それから変更ということはできるんですか。

【油井主幹】 <焼津市情報公開条例 第7条(3)のアに該当のため削除>

【小田委員】 わかりました。

【会長】 ほかに何かありませんか。どうぞ。

【蒔田委員】 参考のために聞きたいんですけど、仮換地の指定、今、平成26年12月で、91.7%になっていますよね。大体100%に行くには、あと何年ぐらいかかりますか。交渉するとかいろいろ事情があるでしょうから。

【油井主幹】 <焼津市情報公開条例 第7条のアに該当のため削除>

【蒔田委員】 100%にということですね。

【会長】 ほかにどうですか。

ないようですので、以上で議事について終了しました。

— 了 —